

# 東京都中学校視聴覚教育研究会規約

## 第1条（名称および事務所）

本会は東京都中学校視聴覚教育研究会といい、事務所を会長の勤務する学校または会長の指定する所におく。

## 第2条（目的）

本会は中学校における視聴覚教育の研究、調査ならびにその普及、促進をはかることを目的とする。

## 第3条（事業）

本会はその目的を達成するために下の事業を行う。

1. 中学校における視聴覚教育に関する研究ならびに調査。
2. 中学校における視聴覚教育の普及、促進ならびにその施設の拡充に寄与すること。
3. 関係諸団体との連絡、提携をはかること。
4. その目的達成に必要なこと。

## 第4条（組織）

本会は東京都の中学校視聴覚教育研究団体を以て組織する。

## 第5条（役員）

本会に下の役員をおく。任期は2年とし、再任をさまたげない。

会長 1名 副会長 若干名

## 第6条（会計監査）

本会に会計監査を2名おく。会計監査は会計を監査する。

## 第7条（役員の仕事）

会長は会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

## 第8条（役員ならびに会計監査の選出）

会長、副会長ならびに会計監査は、理事会でこれを選出する。

## 第9条（理事の選出）

各参加団体は、それぞれ理事1名ずつを選出する。

## 第10条（理事会）

理事会は年一回開き、次の事項を組織する。ただし必要のあるときは臨時に開くことができる。

1. 事業計画ならびに業務の報告。
2. 予算、決算に関する事。
3. 会長、副会長ならびに幹事の選任。
4. 規約改正に関する事。
5. その他重要な事項。

## 第11条（幹事）

本会に幹事若干名をおく。幹事は各参加団体から1名ずつ選出する。ほかに会長が推薦することができる。

幹事は理事が兼ねることができる。

## 第12条（幹事会）

幹事会の会長、副会長、幹事ならびに専門部会の部長、副部長を以て構成し、会務の執行にあたる。

## 第13条（事務局）

本会に事務局をおき、事務局長、次長ならびに事務局員若干名を以てこれにあてる。事務局長、次長ならびに事務局員は幹事の中から会長がこれを委嘱する。

## 第14条（事務局の仕事）

事務局長の仕事はおおむね次の通りとする。

1. 庶務ならびに会計に関する事。
2. 会報の編集ならびに発行に関する事。
3. 理事会、幹事会または会長から委任された事。
4. その他（東京都中学校視聴覚教育研究会運営に関して）必要な事。

第15条（専門部会）

本会の事業を行うため、若干の専門部会をおくことができる。  
各専門部会の部長は会長が委嘱する。専門部会の改廃は幹事会でこれを決める。

第16条（顧問・参与）

本会に顧問ならびに参与をおくことができる。顧問ならびに参与は理事会にはかり、  
会長がこれを委嘱する。

第17条（会計）

本会の経費は会費、寄付金、ならびにその他の収入を以てこれにあてる。  
会費は年額1校あたり1,350円とする。本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第18条（細則）

本会の運用にあたり必要のあるときは細則を定めることができる。

第19条（付則）

この規約は昭和49年5月28日からこれを実施する。

平成16年度理事会において、第17条会費の年額を改訂。